

2022 年 1 月 18 日

各位

ギャランツジャパン株式会社
Great Fortune International Development Limited
Ace Frontier Limited

象印マホービン株式会社取締役会による株主提案への反対意見の表明 及び買収防衛策の導入に関する当社らの見解

Ace Frontier Limited（以下、「AF」といいます。）が象印マホービン株式会社（以下、「象印」といいます。）に提出した株主提案（以下、「本株主提案」といいます。）に関し、象印の取締役会（以下、「象印取締役会」といいます。）が 2022 年 1 月 11 日に公表されました「株主提案に対する当社取締役会意見に関するお知らせ」について、また、同日付で公表されました「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の導入について」について、ギャランツジャパン株式会社（以下、「GJ」といいます。）、AF、及び Great Fortune International Development Limited（以下、「GFID」といいます。）、GJ 及び AF と総称して「当社ら」といいます。）の見解を下記の通りお知らせ致します。

記

1. 象印取締役会による本株主提案への反対意見に対する当社らの見解

AF は、象印との間で 2021 年に製品共同開発を開始した広東格蘭仕集团有限公司（以下、「ギャランツ社」といいます。）の副会長である Leung Wai Keung（梁恵強）が役員を務める投資ファンドであり、GFID は、ギャランツ社の会長兼 CEO である Leung Chiu Yin（梁昭賢）が役員を務める投資ファンドです。また、GJ は、ギャランツ社の日本における子会社です。

当社らは、象印商品及びそのブランド力を高く評価しており、象印の友好的・建設的な株主として、象印の持続的かつ一層の企業価値・株主価値の向上を望んでおります。そのため、当社らはこれに資する象印とギャランツ社との上記製品共同開発を支持してきました。象印とギャランツ社は共に業容拡大に向け良好な関係の下で互いに努力を継続してき

たところであり、当社らがこれを支持する姿勢は現時点においても変わるところはありません。

また、上記製品共同開発を通じて、当社らは、象印が有する歴史に裏付けされたブランド力、優れた人材、製品企画・開発能力に深い感銘を受けております。他方で、当社らとしては、象印が近年の減収・減益の状況を打開するためには、上記の強みをより一層活かして業績を改善していく必要があると認識しており、そのためにもグローバル市場へのより積極的な進出が不可欠であると考えております。しかし、象印の現経営陣のスキルマトリックスにおいても示されるように、「国際的経験」を有する社外取締役（5名中1名）が相対的に少ないように見受けられますので、グローバル市場への深い理解と知識、高い能力、豊かな経験を有する人員を取締役会の一員として迎え、今までにない新たな視点や多様な意見を経営戦略に反映してグローバル化を推進していく必要があるとの考えに至り、AFより本株主提案を行いました。昨年12月24日には、象印の指名・報酬委員会の全委員と本株主提案において提案した2名の社外取締役候補者（以下、「本取締役候補者」といいます。）との面談が実施され、本取締役候補者は意欲的かつ誠実に同委員からの質問にお答えしたところです。

当社らは、今般、象印取締役会が本株主提案に対して反対の意見を表明されたことは率直に残念であると考えている一方、これを契機として、象印の現経営陣と象印の今後の事業戦略についてより具体的かつ将来に向けた協議をしていきたいと考えております。そのために、当社らは、本株主提案後にAFを通じて当社らの真意を直接現経営陣に伝え、本取締役候補者を含めた前向きな意見交換を行うための面談を申し入れているところであり、現経営陣には是非面談を実現し、象印の将来にとって最善の選択をするための対話を行って頂きたいと考えております。

また、当社らとしては、上記の通り、本取締役候補者は象印の企業価値及び株主利益の最大化に最適な人材であると確信しておりますので、多くの株主の賛同を得て選任されることを切に希望致します。

2. 「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の導入について」に対する当社らの見解

象印取締役会は、「現在の公開買付制度だけでは、株主の皆様に対して、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を図るために必要な情報と熟慮の機会が十分に提供されないおそれがあると考えております。そのため、当社は、現時点で本プランを導入し

ておくことが当社の企業価値及び株主共同の利益に資するものと判断いたしました。」との認識及び所見を述べています。

確かに、一般論として、買収防衛策は外部からの不合理な脅威に対して株主利益を守るという点においては有効な手段であるものと、当社らも理解しております。しかし、そのような脅威が不在の中で、当社らは、象印株式を保有する者として、以下の理由から、象印が今般導入した買収防衛策（以下、「本買収防衛策」といいます。）は、企業価値及び株主共同の利益に資するものではないと考えております。

- ① 本買収防衛策の導入により、市場はその発動の可能性を常に割り引いて評価することになるため、株式希釈化の懸念から株価が低迷するリスクの方が高いと思われること。
- ② 本買収防衛策の導入により、経営改善の自己規律が緩み、企業価値の向上が実現されない可能性があること。特に、象印は、創業家関係者の株式保有割合が約 22%、加えて、持ち合い株式の割合が少なくとも 7.5%程度（公表情報に基づく当社ら試算によります。）であり、少なく見積もっても 30%前後の安定株主が存在しています。このような状況下における本買収防衛策の導入は、過剰な防衛行為であって、導入のメリットに比して、上記デメリットが過大と思われること。

以上から、当社らとしては、本株主提案については多くの株主の賛同を得て可決されるとともに、本買収防衛策の導入には反対の議決がなされることを希望致します。

以上